

京都市アバンティホール条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第85号

京都市アバンティホール条例施行規則を廃止する規則

京都市アバンティホール条例施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)